

## 産業建設常任委員会記録

令和5年 第3回定例会	
1 日 時	令和5年8月3日（木） 午前10時00分 開会 午前11時56分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	橋本 修 委員長 梶原 隆 副委員長 鈴木 毅 委員 市田 登 委員 小島 実 委員 増渕 靖弘 委員 関口 正一 委員 大島 久幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

**産業建設常任委員会 説明員**

職 名		氏 名	人 数
<b>副市長</b>		福田 義一	1名
<b>経済部</b>	経済部長	竹澤 英明	10名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	渡辺 靖	
	農政課長	池澤美紀子	
	農村整備担当主幹	藤田 敏明	
	林政課長	福田 光広	
	堆肥化センター所長	古澤 隆	
	観光交流課課長補佐	野口 敦	
	農政課農政係長	津吹 真章	
<b>農業委員会事務局</b>	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
<b>環境部</b>	環境部長	関口 守	7名
	環境課長	別井 涉	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	環境課課長補佐	大出 薫	
	環境課環境保全係長	川田 武	
	廃棄物対策課課長補佐	渡邊 教生	
	廃棄物対策課廃棄物対策係	橋本 浩一	
<b>都市建設部</b>	都市建設部長	小磯 栄一	9名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	塙 純人	
	整備課課長補佐	塩澤 孝	
	維持課路政係長	川田 陽一	
	建築課住宅係	神山 俊洋	
<b>上下水道部</b>	上下水道部長	高村 秀樹	9名
	企業経営課長	倉澤 弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	企業経営課課長補佐	峯田 清美	
		水道課課長補佐	
	下水道課課長補佐	直井 誠司	
	下水道課課長補佐	岡崎 康衣	
行政経営部	行政経営課長	網 浩史	1名
<b>合 計</b>			<b>38名</b>

## 産業建設常任委員会 審査事項

- 1 認定第 1 号 令和4年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について
- 2 認定第 2 号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について
- 3 議案第76号 令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 4 議案第77号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 6 議案第79号 令和5年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第85号 市道路線の変更について
- 8 議案第87号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の一部改正について
- 9 議案第88号 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定について
- 10 議案第105号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について

## 令和5年第3回定例会 産業建設常任委員会概要

○橋本委員長 開会に先立ちましてお願いいたします。

委員会の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、お近くのマイクにより明瞭をお願いいたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、認定2件、議案8件であります。

それでは、早速審査に入ります。

はじめに、認定第1号 令和4年度鹿沼市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部からの決算の概要説明をお願いいたします、お願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

認定第1号 「令和4年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について」をご説明いたします。

お配りしております「令和4年度鹿沼市水道事業会計決算書」をお開きください。まず1ページでございます。

はじめに、1の令和4年度鹿沼市水道事業会計決算報告書について、ご説明をいたします。

まず、(1)の収益的収入及び支出であります。収入合計につきましては、第1款、水道事業収益の決算額の欄に記載しておりますとおり、16億7,852万6,440円です。

主なものとしましては、第1項、営業収益の決算額14億5,125万787円で、そのうち水道料金が13億9,759万4,596円となっております。

支出合計につきましては、第1款、水道事業費用の決算額の欄に記載のとおり、13億7,392万8,465円です。

主なものとしましては、第1項、営業費用の決算額12億9,790万4,243円で、建物及び配水管等の事業資産の減価償却費、それから浄水場運転管理業務及び水道料金等の賦課徴収業務委託料及び浄水場の動力費などとなっております。

次に、2ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出について、ご説明をいたします。

まず、収入合計につきましては、第1款、資本的収入の決算額の欄に記載のとおり、9億8,130万1,655円です。

主なものとしましては、重要給水施設配水管布設事業、配水管新設事業に対する企業債及び補助金であります。

次に、支出合計について、ご説明をいたします。

第1款、資本的支出の決算額の欄に記載のとおり17億4,937万5,310円となっております。

主なものは、第1項、建設改良費の決算額14億4,338万6,449円で、配水設備の拡張及び改良、路面復旧費などとなっております。

なお、一番下の表の欄外に記載がありますとおり、資本的収入が資本的支出に不足する額、7億6,807万3,655円につきましては、当年度分を消費税資本的収支調整額1億2,614万3,224円、当年度分損益勘定留保資金5億388万2,578円及び建設改良積立金1億3,804万7,853円で補填いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

2の財務諸表、1項の(1)令和4年度鹿沼市水道事業会計損益計算書について説明をいたします。

下から4行目に記載のとおり、当年度の純利益につきましては、1億8,780万4,598円、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額が1億3,804万7,853円となり、この結果、一番下の当年度未処分利益剰余金は、3億2,585万2,451円となりました。

次に、12ページをお開きください。

1の令和4年度鹿沼市水道事業報告書であります。水道事業の主な施策の成果につきましては、(1)の概況の①総括事項のア建設改良事業に記載のとおり、拡張工事として4,820.8メートルを新設し、改良工事では出水不良管布設替え等で6,945.2メートルの更新を行いまして、配水の適正化に努めてまいりました。

また、クリプトスポリジウム対策として、第1浄水場及び第5浄水場に紫外線処理施設用の建屋を建設をいたしました。

次に、イの業務状況につきましては、給水人口が、昨年度に比べ、682人減の8万6,234人、年間総配水量は、1,057万1,142立方メートル、有収水量は825万1,210立方メートル、有収率につきましては、78.1%で、対前年比0.9ポイントの減となりました。

以上で、令和4年度水道事業の決算概要についての説明を終わります。

○橋本委員長 質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原副委員長 梶原です。よろしく申し上げます。

事前に発言通告をさせていただいておりますので、質問させていただきます。

別紙資料を参考に実務実績、漏水量について示せ。

すみません。公営企業会計決算審査意見書に、の1の事業概要についてになります。

それで、有収率が前年度より0.9%、下降した要因について伺います。

○橋本委員長 関口水道課長。

○関口水道課長 水道課長の関口です。よろしく申し上げます。

ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

業務実績についてであります。年間給水量は1,057万1,142立方メートルで、前年比99.4%でした。

年間有収水量は825万1,210立方メートルで、前年比98.3%でした。

これらとともに、給水人口が前年比99.2%で8万6,234人、682人の減であったことによります。

（「この資料と違うのか」と言う者あり）

○関口水道課長 すみません。そちら。

（「関係ない」と言う者あり）

○関口水道課長 認定第1号 令和4年度鹿沼市水道事業会計の認定について、補足資料をご覧ください。はい、こちらの資料になります。

（「はい、大丈夫です」と言う者あり）

○関口水道課長 それでは、もう一度はじめからご説明いたします。

業務実績についてであります。年間給水量は1,057万1,142立方メートルで、前年比99.4%でした。

年間有収水量は825万1,210立方メートルで、前年比98.3%でした。

これらとともに、給水人口が前年比99.2%で8万6,234人、682人の減であったことによります。

年間漏水量については、126万6,269立方メートルで、前年比106.3%です。

原因といたしましては、耐用年数を超えた管路延長は106.6キロメートルと、前年より400メートル程度減ったものの、老朽管の更新工事、約3.8キロメートルについては、重要給水管である、口径が200ミリから400ミリの主に铸铁管の耐震化工事でありまして、管路の耐震化率は前年の31.7%から33.0%に向上していますが、漏水管の主な管種である塩化ビニール管やポリエチレン管が老朽化しておりまして、これらの管の更新工事は、漏水多発管の更新で約3.1キロメートル施工しましたが、老朽化に追いついていない状況でございます。

このことは、令和5年7月の厚生労働省からの通達、通知にもありますように、「管路の経年化率は年々上昇しており、令和3年度の全国平均で22.1%となっているが、管路の更新率は0.64%にとどまっている。

各水道事業者におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状況などから、更新時期を多面的に判断し、計画的に更新に努められたい」としております。

このようなことから、本市におきましても、重要管路の耐震化を進めつつ、管種や布設状況から、更新時期を判断し、計画的に管路の更新を進め、漏水対策を進めてまいります。

拡張工事についてであります。4.8キロメートル施工いたしました。

拡張した主な地域は、押原地域を2.2キロメートル、北犬飼地域を1.5メートルとなっております。

漏水調査につきましては、350キロメートル調査いたしました。

内訳は、旧上水区域を250キロメートル、旧簡易水道地域を100キロメートルとなっ

ております。

施設台帳の整備は毎年行っておりまして、管路の更新、施設の更新とも 100%となっております。

次に、有収率が前年度より 0.9% 下降した要因についてであります。先ほどご説明したとおり、耐用年数を超えた管路延長は、106.6 キロメートルと前年より 400 メートル程度減ったものの、老朽管の更新工事、約 3.8 キロメートルにつきましては、重要給水管である口径が 200 ミリから 400 ミリの、主に鋳鉄管の耐震化工事であり、耐震化率は 31.7% から 33% に向上していますが、漏水管の主な管種である塩化ビニール管やポリエチレン管が老朽化しており、これらの管の更新工事は、漏水多発管の更新で 3.1 キロメートル施工いたしました。老朽化に追いついていない状況であり、このことが要因となり、漏水量が増加したため、有収率が前年より 0.9% 低下し、78.1% となっております。

以上が説明となります。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 はい、ありがとうございます。

そうですね、漏水量がどういった推移になっているのかなというのを確認したくて資料をお願いしました。

前年度より、これ 7 万 5,000 立方メートル、やっぱり増えているということで、106.3% ということでした。

それで、これね、年間給水量から、これ、給水単価からちょっと逆算し直して、年間の全ての飲料水をつくるのにいくら単価としてかかったかかると、これ 112.77 円になりまして、この 112.77 円に、漏水量、この 126 万 6,269 立方メートルを掛けると、これ 1 億 4,279 万 7,155 円、ちょっと誤差あるかもしれませんが、1 億 4,000 万円、漏水で、地下のほうに水が流れてしまって、飲料水として利用されてないと。

そのため、いろいろ各工事、漏水の調査等をやっているのですが、これ、このまま、これ前年とほぼ変わらないような推移で調査、更新されていますけれども、これ、ずっとこういった状態が続いていくのか、何かこの対策というのを考えているのか、お聞きします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。関口水道課長。

○関口水道課長 水道課長の関口です。

ただいまのご質疑のご説明をいたします。

管路の経年化率というのは、年々上昇しておりまして、全国的にも問題になっておりまして、先ほどご説明したとおり、厚生労働省からも、更新時期というのを多面的に判断して、計画的に更新してくださいというようなことが言われております。

本市といたしましても、漏水状況というのをよく見まして、漏水が多発しているとか、漏水量が多いところを重点的に布設替えの工事を行っていきたくて考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 はい。言っていることはわかるのですが、これ、やっぱり管路の老朽化の更新というのが、年間これ 3.8 キロなのですよ。

やっぱりこれを上げていくというか、これ 10 倍ぐらいとか、それぐらいの規模でやっ  
ていかないと、これ、全然、追いついてないというか、食い止めることもできずに、漏  
水量が増えていってしまうということになっているので、その辺を、「では来年は倍にし  
ます、5 倍にします」とか、何かそういった計画というか。

では、例えば、「今令和 5 年はどういった更新を何キロぐらいやっていくんだ」という  
ところの計画を教えてください。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。関口水道課長。

○関口水道課長 水道課長の関口です。

ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

今、梶原委員がおっしゃったように、今後ですね、40 年を超える老朽管というのは、  
年々増加していく傾向にあります。

それで、ただ、更新の工事というのは、新設の工事に比べて、給水管であるとか、不  
断水で工事をしなければならないとかといった制約がございまして、新設する管の 2 倍  
から 3 倍の費用がかかってまいります。

それで、今後も、そういった費用を考えると、年間 4 キロ程度の更新を考えておりま  
す。

その中で、漏水をできるだけ少なくしていくということで、効果の高いところから、  
更新を進めていきたいということで考えております。

以上で説明を終わります。

○高村上下水道部長 ちょっと補足でよろしいでしょうか。

○橋本委員長 高村上下水道部長。

○高村上下水道部長 現在、上水道のほうでは、老朽管の更新、耐震化の向上、それと、  
浄水場でクリプトスポリジウム対策ということで、紫外線装置をやっております。

それで、一応平成 7 年から 8 年までは、大きな浄水場のクリプトスポリジウム、そう  
いったものを優先させてやっていきますけれども、そういった工事が終われば、こうい  
った老朽管のほうに手厚くしていくことが可能だと考えております。

それと、ちょっと説明が足らなかったのですが、老朽管の布設替えについては、ある  
程度区域を区切って調査をしまして、それで、その区域の中で、漏水が多発してい  
るか、してないかというのをある程度調べまして、できるだけその漏水が多発してい  
る地区をとりあえず優先順位が高いということで、今優先的にやっております。

それで、なかなか高度成長期に一気に水道管を布設したということもありまして、老  
朽管の度合いがかなり高まっている状況ですので、できるだけ効率的にやっていかない



と、議員おっしゃるとおり、一気にやれば、特に問題はないのですが、給水人口も増えない、水道料金も増えないというところの中では、やはり、そういったものの優先度を高めて、効率的にやっていくということが今後必要かと思っていますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 わかりまして、それで、その費用がかかる、それで、水道の事業会計の中でやりくりをしなくてはいけないという事情もわかるのですけれども、これ、最後に、これ、ちょっと質問、事前に質問してないので、数字を持ってないかもしれないのですけれども、これ調査、漏水調査が今回 350 キロ、令和 4 年だったのですけれども、これ 350 キロを調査して、何カ所見つかって、何カ所修繕か、修理ができたのかというのが、もしわかれば、お答え。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。関口水道課長。

○関口水道課長 水道課長の関口です。

ただいまのご質疑に対してご説明いたします。

令和 4 年度の旧上水区域の調査実績であります、250 キロメートルを調査いたしまして、87 件漏水が発見されました。

また、旧簡易水道の漏水区域の実績といたしましては、100 キロメートル調査いたしまして、77 件の漏水を発見いたしました。

その中で、令和 4 年度に漏水の修繕を行った件数であります、道路上の漏水の修繕が 180 カ所。

それから、宅地内の漏水の修繕が 146 カ所となっております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

○梶原副委員長 はい。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。増淵委員。

○増淵委員 2 つ質問します。

3 ページの財務諸表の中の、その他営業収益というのが 5,000 万、4,894 万あるのですけれども、これの内訳と。

あと減価償却が 5 億 7,000 万円なのだけれども、売り上げに対して、給水収益に対して、5 億 7,000 万円というのは結構多いな、この減価償却費の論拠というか、これはどういうあれで、これだけ積み上げたのかな、減価償却費を計上しているのか、そのところの 2 つ、2 点だけお願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。

まず、ご質問の営業外収益ということでもいいですか。

○増淵委員 はい、そうです。

○倉澤企業経営課長 の内訳でございますが、これにつきましては、25 ページをお開きいただければと思います。

こちら令和4年度鹿沼市水道事業会計収益費用明細書となっております。

こちらにつきまして、実は、先ほど見ていただきました決算報告書につきましては、税込みとなっておりますが、こちらの金額、税抜きとなっておりますので、数字が若干違いますので、ご注意くださいと思います。

それで、こちらにありますとおり、営業外収益につきましては、受取利息の配当金、その他、こちらに1から5まで記載のとおり、1から4までですね、内容が記載になっております。

まず、上からいきますと、受取利息及び配当金が24万2,000円、他会計の補助金が、合計しまして、2,841万168円、これにつきましては、一般会計からの繰入金となっております。

それで、長期前受金戻入、これにつきましては、1億3,877万4,936円、こちらにつきましては、以前に国庫補助、それから工事負担金、そういったものを受けたものを、過年度減価償却に伴いまして、収益化したものでございます。

その他、雑収入としまして、3,170万2,550円、これにつきましては、賃貸料及び雑収益となっております。その他雑収益となっております。

それと減価償却費でございますが、減価償却費につきましては、前年の、今までですね、これまで固定資産として整備してきましたものも、償却、毎年一定率で償却しておりますが、前年残価から、今年の減価償却分の差額プラス、令和4年度に始まりました差額として、5億7,000万円を計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 こっちの詳しい25ページになるけれども、1億9,000万円、消費税はあれにしても、収益になっていて、こちらだと5,894万円、これの違いは、今の説明だとわからないね。

消費税についてはわかるけれども。消費税のあるなしはわかるけれども、こっちの営業外収益は1億9,912万円になっていて、こっちの財務諸表のほうでは、4,890万円、これの差額を、基礎額は何でしょうと聞いているのですけれども。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。

すみません。申し訳ございません。

雑収益の差額ということで、ご質問かと思われるのですが、失礼しました。

雑収益の差額ということで、こちらの、先ほど申しましたとおり、決算報告書につきましては税込み、それから収益明細については、税抜きとなっております。

それで、こちらについては、収益費用明細書につきましては、上段の収益的支出分のみを記載したものでございます。

それで、収入も、事業収益の中で、営業収益としてありますのが、25 ページにいきますと、左から2行目ですね、1款1項営業収益、こちら1億3,000万なにがしと。

それから、営業外収益については、1億9,900万円、これについては、決算報告書では、2項の営業外収益、こちらに該当するものでございまして、この差額については、基本消費税分ということになるのですが。

- 増渚委員 はい？
- 倉澤企業経営課長 すみません。
- 増渚委員 ちょっと違うだろう。
- 倉澤企業経営課長 申し訳ございません。
- 増渚委員 では、はい、委員長。
- 橋本委員長 増渚委員。
- 増渚委員 これ、営業外収益の1億9,000なにがしから長期使用の受入れ金、受け戻し金の1億3,000万円を引いて、それに消費税を掛けたのが、ここに出てくるのではないの？違うの？
- 橋本委員長 高村上下水道部長。
- 高村上下水道部長 こちらについても、ちょっとさせていただきます。
- 橋本委員長 部長、部長、マイク。
- 高村上下水道部長 それでは、これも補足させていただきます。

営業収益の中のその他営業収益というものと、営業外収益というのはまるっきり別物でございまして、営業収益の中のその他営業収益については、下水道の料金も水道で、あわせて徴収しておりますので、とかですね。

あとは水道の指定店の手数料とか、そういったものを含めまして、4,894万1,712円、こちらが本業の水道事業の中の収益として入っております。

それが手数料とあわせて、13億1,950万3,857円となっております。

それで、営業外収益については、水道事業とは別で、受取利息とかですね、補助金としてもらっているもの、あとは雑収益などを含めて、そちらが、1億9,912万9,650円となっております。

それで、こちらを両方足したものが、水道の最終的な収益となるところであります。

以上で説明を終わります。

(「わかったよね」と言う者あり)

- 橋本委員長 増渚委員。
- 増渚委員 だから、さっき聞いたのは、今高村部長がおっしゃったような形ならばわかるのだけれども、説明をさっきしたらば、「営業外収益の25ページを見てください」というので、1億9,000万円が出てきたから、これ全く別物という解釈でいいのだね。

○倉澤企業経営課長 はい。

○増渕委員 そうのことだね。

では、これらの説明が間違っているということではないか、初めから。だめだよ、そういうところ、しっかり、説明を聞いたときに答えられなくては、全く違うものを説明していたのでは何にもならないよ、この常任委員会が、わかりましたか？

わかりましたか？

○倉澤企業経営課長 はい、すみません。大変申し訳ございませんでした。

○増渕委員 ちゃんと説明できるようにしてください。お願いします。以上です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

○増渕委員 はい。

○橋本委員長 はい。ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

認定第1号 令和4年度鹿沼市水道事業会計決算について、認定を可とすることに  
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和4年度鹿沼市水道事業会計決算について、認定を可とすることに決しました。

次に、認定第2号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部からの決算の概要説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。

先ほどは大変申し訳ございませんでした。

認定第2号 「令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について」をご説明をいたします。

お配りしております「令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算書」の1ページをお開きください。

はじめに、1の令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算報告書について、ご説明いたします。

こちらの決算報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

まず、(1)収益的収入及び支出についてであります。収入合計につきましては、1款、下水道事業収益の決算額の欄に記載のとおり、27億1,417万3,366円です。

主なものは、第1項、営業収益の決算額11億9,046万3,564円で、そのうち、下水道使用料は10億2,321万1,090円、他会計負担金が1億6,609万3,674円であります。

支出合計につきましては、第1款、下水道事業費用の決算額の欄に記載のとおり、21億6,488万4,270円です。

主なものは、第1項、営業費用の決算額19億7,675万3,075円で、建物及び管渠等の事業資産の減価償却費、処理場維持管理や資源化工場などの維持管理などの委託料、また、浄水場の動力費などとなっております。

次に、2ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入合計につきましては、1款、資本的収入の決算額の欄に記載のとおり、5億8,774万300円です。

主なものは、汚水・雨水管新設工事費等に対する企業債2億1,890万円及び補助金の2億1,957万6,000円であります。

次に、支出合計につきましては、第1款、資本的支出の決算額の欄に記載のとおり、16億79万6,008円となっております。

その内訳についてですが、第1項、建設改良費の決算額5億5,394万8,892円につきましては、汚水・雨水管布設工事が主なものとなっております。

次に、第2項、企業債償還金の決算額10億4,684万7,116円については、令和4年度分の企業債償還元金となっております。

なお、一番下の表の欄外に記載のありますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額、10億1,305万5,708円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額3,222万1,440円、当年度分損益勘定留保資金5億7,668万1,155円及び当年度利益剰余金処分額4億415万3,113円で補填をいたします。

続きまして、3ページをお開きください。

2の財務諸表でございますが、(1)令和4年度鹿沼市下水道事業会計損益計算書については、下から3行目に記載のありますとおり、当年度純利益は5億1,706万7,656円となり、一番下の当年度未処分利益剰余金についても、同額となっております。

次に、10ページをお開きください。

1の令和4年度鹿沼市下水道事業報告書であります。下水道事業の主な施策の効果につきましては、(1)の概況の①総括事項のA建設改良事業に記載のとおり、市内各地域において汚水管布設工事を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路施設調査診断を行い、修繕改築計画を策定いたしました。

また、雨水幹線整備事業として、富士山雨水幹線の整備を完了し、千手雨水第一幹線の整備に着手いたしました。

次に、イの業務状況につきましては、接続人口が、昨年度に比べ、562人減の6万1,161人、年間処理水量は、1,085万5,433立方メートル、有収水量は650万5,176立方メートル、有収率につきましては、59%で対前年比3.2%の増となっております。

以上で、令和4年度下水道事業の決算概要について、説明を終わります。

○橋本委員長 質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原副委員長 事前通告させていただいておりますので、質問をさせていただきます。

公営企業会計決算審査意見書、19ページの事業概況についてですけれども、また、先ほどと同じ補足、別紙の資料を参考に、業務実績と不明水量について、お示してください。

あと不明水への対策について伺います。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。上田下水道課長。

○上田下水道課長 下水道課長の上田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの梶原委員のご質問にお答えいたします。

認定第2号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定についての補足資料、こちらをご覧ください。

まず、業務実績と不明水量についてですが、令和4年度において、雨水の年間汚水処理水量が1,085万5,433立米、有収水量が650万5,176立米でしたので、不明水量は、汚水処理水量と有収水量の差で435万257立米となり、この表の一番下に示している、有収率は59.9%となります。

この不明水とは、主に老朽化した管渠や、マンホールから浸水してくる雨水や地下水で、有収水量以外の全ての水量の総称であり、令和3年度と比較すると、有収率は3.2%上昇しております。

ただ、その上昇した理由、要因としましては、不明水の対策をした成果というよりは、年間の雨の降水量が令和3年度より少なかったため、不明水量が減少したことによるものと考えております。

次に、管渠整備の実績についてですが、昨年度は、汚水管が主に下武子町、上野町地内に約2キロの整備を行い、雨水管については、花岡町から村井町に位置づけている富士山雨水幹線を約0.5キロ整備しました。

よって、管路の総延長は2.5キロ増加し、総計で535.5キロとなっております。

管路総延長のうち、標準耐用年数の50年を経過する延長は、令和4年度末で約9キロとなります。

次に、表に示す整備面積は、汚水の整備面積を示すもので、昨年度、2キロの汚水管の整備を行いましたので、その管が受ける面積、2.3ヘクタールを追加し、累計で1,879.8ヘクタールとなり、計画面積に対する整備率は95.8%となりました。

次に、汚水管の更生工事、テレビカメラを中心とした管渠調査については、昨年度は行っておりません。

昨年度は、長寿命化対策の一環として、令和3年度までに行った管渠調査のうち、管渠の老朽化によって破損している箇所、腐食によって強度が低下している、また、侵入水やたるみ等によって流下能力が低下していると予想される箇所、汚水管約8キロ、マンホール364基について、計画的に長寿命化対策を図っていくため、診断調査を行い、緊急度を判定し、優先順位の検討を行いました。

次に、不明水への対策についてですが、昨年度並びに、業務の一部を今年度に繰り越して、不明水が多いと予想されるエリアを特定し、テレビカメラによる管内調査や、マ

ンホール内部に流量計を設置して、晴天時と雨天時の水量の差から、浸水箇所を絞り込み、浸水箇所の修繕や、長寿命化対策工事と並行して、管渠の改築工事や更生工事を行っていきます。

不明水の対策については、下水道事業における大きな課題として捉えておりますので、計画的に調査・対策工事を進め、施設の適正な維持管理とともに、有収率の向上を図っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 はい、説明を伺いました。

それで、やっぱり不明水量をどう少なくしていくかということなのですが、これは昨年、令和3年度よりも、令和4年度は減少していますが、それは、その対策工事で対策したというよりは、雨水、雨が少なかったからということで、結局雨、そういった地下水、そういったものが入ってきているという状況は変わらないのだと思います。

それで、やはり平成30年度の基準のレベルが、令和元年で一度台風があって大きく増えて、多分その中でも、そういう排水、污水管が破損されているままなのかなという状況で、ずっと不明水が平成30年度以下になっていかないというところでは、やっぱりもうちょっと対応が必要ではないかなというふうに思っていますので、今、不明水の対応も聞きましたので、やはり、できる限り速やかに、もうちょっと希望が持てるような計画というか、そういったものも示していただきたいなと思います。

要望とします。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。増淵委員。

○増淵委員 1カ所だけ、縦山のところに北に送る排水のポンプがあるのですが、令和4年の台風の時もそうなのですが、全然送り能力がオーバーフローしてしまうと、全部国道293号のほうに逆流して、污水が道路にみんな出てしまうというのは、これの対策は何かとられたのかな。

それとも、そのままなの、ポンプはそのままだとか、能力的には、また、あのぐらいの規模の水が出ると逆流してしまうというのは変わらないのか、その確認だけお願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。上田下水道課長。

○上田下水道課長 下水道課長の上田です。

ただいまの増淵委員のご質問にお答えします。

縦山地区については、不明水が多いのが、エリアを絞り込んでいまして、どこから入ってくるかを今ちょうど調査しているところなので、その不明水をつきとめることによって、そういったことは改善されると思っています。

以上で説明を終わります。

○増淵委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

- 橋本委員長 大丈夫ですか。
- 増淵委員 はい、大丈夫です。
- 橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。  
別段質疑もないようなので、お諮りいたします。  
認定第2号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算について、認定を可とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 橋本委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、認定第2号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計決算について、認定を可とすることと決しました。  
次に、議案第76号 令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。  
執行部からの説明をお願いいたします。  
あ、剰余金、すみません。剰余金。  
倉澤企業経営課長。
- 倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。よろしくお願ひいたします。  
議案第76号 「令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明をいたします。  
令和4年度の決算におきまして、当年度末未処分利益剰余金は、3億2,585万2,451円となりました。  
この当年度末未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
処分の内容は、6,000万円を減債積立金に、6,000万円を利益積立金に、6,780万4,598円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、1億3,804万7,853円を資本金に組み入れるものであります。  
以上で、議案第76号 「令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明を終わります。
- 橋本委員長 質疑のある方は順次発言を許します。  
(「ありません」と言う者あり)
- 橋本委員長 ないですか。  
別段質疑もないようなので、お諮りいたします。  
議案第76号 令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 橋本委員長 ご異議なしと認めます。  
したがって、議案第76号 令和4年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に



については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 77 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長の倉澤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 77 号 「令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明をいたします。

令和 4 年度の決算におきまして、当年度未処分利益剰余金は、5 億 1,706 万 7,656 円となりました。

この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容は、1 億 1,291 万 4,543 円を建設改良積立金に、4 億 415 万 3,113 円を資本金に組み入れるものであります。

以上で、議案第 77 号 「令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明を終わります。

○橋本委員長 質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 今の説明で全然問題ないのですけれども、資本金に組み入れて、4 億 400 万なにがしを資本金に、資本金合計はいくらになるのかな。それだけお願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 資本金の合計でございますが、資本金につきましては、失礼しました。

資本金の合計につきまして、ご説明をいたします。

資本金につきましては、682 万 3,770、あ。

○増淵委員 うん？

(「600」と言う者あり)

○増淵委員 4 億円で、600 万円しかないの。何やっているんだよ。

(「68 億だよ」と言う者あり)

○倉澤企業経営課長 失礼しました。

68 億 2,377 万 7,991 円となっております。

○増淵委員 68 億いくら。

○倉澤企業経営課長 68 億 2,377 万 7,991 円。

○増淵委員 はい、わかりました。それで、委員長。

○橋本委員長 はい、増淵委員。

○増淵委員 これ、いつも疑問に思うのだけれども、資本金に組み入れて、これ 68 億円の資本金を持っている会社というのは、えらい大きな会社でね、普通の企業でいうと。

それで、建設改良積立金のほうのが使い勝手がいいのではない？

資本金を増やしても、会社の繁栄よりも、これから建設で改良積立金というのはすごく、これから使い勝手がいいと思うので、何で資本金のほうを増やして、建設改良積立金のほうに充てたほうが、これからのこと、将来を考えるといいのではないかと思うのだけれども、こういう配分にする理由は何ですか。そこだけお願いします。

○橋本委員長 執行部から説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 はい、ご説明をいたします。

資本金のほうに、4億415万3,113円を積み立てる理由でございますが、資本金、剰余金です、こちらについては、当年度の資本的支出の、資本的収支の不足額に充てるために、こちら資本のほうに組み入れる形をとっているものでございまして、残りについては、ご指摘のとおり、建設改良積立金ということで積み立てのほうを行う予定でございます。

○増渕委員 わかった。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

○増渕委員 大丈夫。了解。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。梶原委員。

○梶原副委員長 今増渕委員の質問の中の資本合計、資本金合計なのですけれども、これ、今示していただいたのというのは、これ令和4年度の決算書の中の金額だと思うのですね。

これって、この、ここに出てきた利益剰余金の合計を分配して4億4,000万円が出たので、これ、令和4年の資本金合計プラス、今回利益剰余金の分をプラスした金額だと思うのですけれども、ちょっとご確認いただきたいと思います。

○増渕委員 そうそうそう、そういうこと。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 大変失礼いたしました。

先ほどの梶原議員のご指摘のとおり、今年度の金額となっております。

○増渕委員 それはそう答えてください。議員ご指摘のとおり、合計で、72億円とならなくではおかしい。

○梶原副委員長 そうそうそう、そういうこと。

○増渕委員 になりましたということ。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

大丈夫ですか。

大丈夫ですか。

○増渕委員 怒られている。

○梶原副委員長 大丈夫です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

○増渕委員 勉強してください。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 77 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 78 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 78 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、一般会計 (第 6 号) の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から 2 段目、16 款 県支出金 2 項 4 目 農林水産業費県補助金の右側の説明欄、農業農村整備事業費県補助金 554 万 7,000 円の増につきましては、県単独補助事業の採択に伴い、増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

上から 3 段目、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、花木センター管理運営費の 1,000 万円の増につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、花木センターの西側丘陵地の一部に花を植栽するための費用を計上するものであります。

その下の、6 目 農地費の説明欄、農業農村整備事業費 1,849 万円の増につきましては、県事業の採択に伴い、酒野谷地区の農道整備に要する経費を計上するものであります。

次の段、7 款商工費 1 項 5 目 観光開発費の説明欄、観光交流拠点施設管理費 250 万円の増につきましては、電気料金の高騰に伴い、まちの駅新鹿沼宿の電気料を増額するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算 (第 6 号) の説明を終わります。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしく申し上げます。

議案第 78 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 6 号) のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

引き続き 15 ページをお開きください。15 ページです。申し上げます。

債務負担行為についてであります。 「1 環境都市推進事業費」の公共施設LED照明機器借上につきましては、電気料及び二酸化炭素排出量の削減を目的に、本市の35施設において、既に設置されている照明機器に改修を加え、LED照明機器とするためのものであります。

別途、水道事業会計で計上する上下水道部庁舎を含めまして、全体では36の施設を対象とし、契約から改修の完了まで、おおむね1年間の期間を要することから、契約を締結する今年度に債務負担行為を設定し、改修が全て完了する来年度からの10年間にわたってリース料を支払うものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。 よろしくお願ひします。

議案第78号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」、少し戻っていただきまして、3ページをお開きください。

一番上の段になります。15款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「道路整備事業費国庫補助金」851万5,000円の増額につきましては、補助金額の確定により補正をするものであります。

次に、一番下の段になります。22款「市債」、1項4目「土木債」、6ページにいていただきまして、右側説明欄の「道路整備事業債」670万円の増額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

一番下の段になります。8款「土木費」、2項4目「道路新設改良費」、右側説明欄の「道路整備事業費」1,606万3,000円の増額につきましては、国庫補助金の確定により補正を行うものであります。

補正内容は、市道0029号線ほか1路線の土地購入費及び工作物等の補償金であります。

続いて、11ページをお開きください。

一番上の段、5項1目「住宅管理費」、右側説明欄の「市営住宅維持管理費」229万3,000円の増額につきましては、睦町市営住宅ほか2施設などの修繕料を補正するものであります。

以上で、議案第78号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長の倉澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 78 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてでございますが、補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

上段から 3 段目になります。15 款 国庫支出金 2 項 3 目 「衛生費国庫補助金」の説明欄「浄化槽設置費国庫補助金」531 万 3,000 円の増、及び上から 8 段目、16 款 県支出金 2 項 3 目 「衛生費県補助金」の説明欄「浄化槽設置費県補助金」582 万 4,000 円の増につきましては、国庫補助金及び県補助金の内定に伴いまして、増額を行ったものでございます。

次に、歳出でございますが、9 ページをお開きください。

2 段目になります。衛生費 保健衛生費の上段、「環境衛生費」でございます。こちらで、「浄化槽設置費補助金」を増額するものでございます。

こちらにつきましては、先ほど申しました国庫及び県補助金の増額になったことにより、事業費を増額するものでございます。

以上で、令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 すみません。今の浄化槽の設置費なのですけども、10 ページの設置補助の内容をもうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。人槽とか、台数とかですね。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。

ご質問の浄化槽設置補助金の増分の内訳でございますが、一応浄化槽 5 人槽、7 人槽、10 人槽とありまして、単価が違うわけですが、受付については一括で受け付けしておりますので、若干、内容が前後することになりますが、一応計算上としますと、5 人槽、5 人槽で増加、補助金の計算上 8 基、7 人槽で 19 基、合計 27 基分の増を見込んでございます。

以上です。

○橋本委員長 大島委員。

○大島委員 今の浄化槽設置ばかりではなくて、ほら宅内配管の補助なんかもしているのではないですか。

それも含めて、増加になっているのでしょうか。

○橋本委員長 倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長、倉澤でございます。

失礼いたしました。

合わせてですね、単独浄化槽の撤去費については15件分、宅内配管の工事については、16件分ということで、増を見込んでございます。

以上です。

○大島委員 了解です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質問はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第78号中、産業建設常任委員会関係予算について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第79号 令和5年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。倉澤企業経営課長。

○倉澤企業経営課長 企業経営課長の倉澤でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第79号 「令和5年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)について」ご説明をいたします。

「補正予算に関する説明書」をお開きください。

この補正につきましては、議案第78号の「鹿沼市一般会計補正予算(第6号)」の中で説明のありました「公共施設のLED照明機器借上」に係る債務負担行為の設定を行っておりますが、それにあわせて、上下水道部庁舎も実施する、それに対しての債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第79号 令和5年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 令和5年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第1号)については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 85 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

議案第 85 号 「市道路線の変更」について、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました 3 枚の図面をあわせてご覧ください。

今回の路線変更の対象は、いずれも茂呂地内の市道 4 路線で、開発行為等に伴う、公共用財産の用途廃止及び売り払い申請により、市道の起点もしくは終点を変更するもので、図面上におきましては、対象路線それぞれの、変更前の区間を破線表示、変更後の区間を実線表示しております。

まず 1 枚目の図面ですが、市道 7952 号線で、終点の変更となります。

2 枚目の図面は市道 7958 号線及び 7961 号線で、7958 号線は終点の変更、7961 号線は起点の変更となります。

3 枚目の図面は市道 7962 号線で、起点の変更となります。

以上で、議案第 85 号 「市道路線の変更」について、説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 85 号 市道路線の変更について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号 市道路線の変更については原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 87 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしくお願いいたします。

議案第 87 号 「鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する 条例の一部改正について」 ご説明いたします。

この条例は、土砂等の埋立て等に関する規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、市民生活の安全及び生活環境の保全を図ることを目的としており、現在、500 平方メートル以上の土地に土砂等の埋立て等を行う場合には、市長の許可が必要な制度となっております。

まず、条例改正の経緯についてであります。昨今、県内各市町において、「県外から搬入された土砂等」及び「汚泥などを化学的に処理した改良土」による埋立て等を条例

で禁止する動きが広がっており、行き場をなくした県外土砂等が本市に搬入される恐れが高まりつつあること。

また、許可を受けた事業において、過積載などの不適切な土砂運搬車両による振動や粉じん、道路破損など、対応が難しい事案も生じております。

そのため、今回、「県外土砂及び改良土による埋立て等の禁止」、「許可申請前における周辺住民等への説明の義務化」、及び「隣接土地所有者からの同意書取得の義務化」を骨子といたしまして、条例を一部改正することとしました。

次に、主な改正の内容についてであります。議案の資料中、新旧対照表、3ページをご覧くださいと思います。すみません。新旧対照表、3ページです。

3ページの真ん中の段、真ん中ですね、第6条の2につきましては、土砂等の埋立てを行おうとする者に対して、許可申請前に、事業区域に隣接する土地所有者からも同意を得ることを新たに義務づけるものであります。

その下、第6条の3につきましては、土砂等の埋立て等を行おうとする者に対し、許可申請前に、周辺住民等に事業実施に関する説明を行うことを新たに義務づけるものであります。

次に、4ページをお開きください。

真ん中の第8条第1項につきましては、許可の基準として、第9号において「改良土」を、第10号において「県外から搬入された土砂等」を追加し、これらを用いた埋立て等を禁止するためのものであります。

次に、10ページをお開きください。

下側になります。第20条第1項につきましては、市長が行う措置命令の対象として、第2号において県外土砂等による埋立て等を、第3号において改良土による埋立て等を新たに追加するためのものであります。

次に、11ページをご覧ください。

一番下です。第6項につきましては、措置命令の対象として、市長が許可の取消し又は事業の停止を命じた場合における土砂等の撤去を新たに追加するためのものであります。

次に、12ページをお開きください。

一番下です。第26条につきましては、先ほど説明いたしました措置命令に違反した場合の罰則を定めるもので、今回新たに追加した県外土砂及び改良土を用いた埋立て等に対する措置命令並びに許可取消し等に伴う撤去命令に違反した場合にも、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなります。

なお、当該罰則の拡大につきましては、宇都宮地方検察庁と協議を行い、その了承を得ております。

最後に、施行期日につきましては、令和5年10月1日とし、所要の経過措置を定めております。



以上で、議案第 87 号 「鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 これはすばらしい、いい条例改正だと思うので、それについては全然あれなのですけれども、この県外からのとか、改良土というの、これを審査というか、摘発するのはどういうふうな形で、市のほうではやるのかなって、そこだけ。

この条例を適用するには、そういうのを発見、見つけなくてはならないと思うのですけれども、そこら辺のところをお願いいたします。

○橋本委員長 執行部からの説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしくお願いいたします。

ただいまの増淵委員の改良土と県外土砂の確認の方法ということなのですが、まず許可を、申請をいただいて、許可を出した後に、実際事業者が、土を運ぶ際には、事前に土砂搬入届というものを提出していただきます。

その土砂搬入届には、「どこから持ってきた土ですよ」という証明書と、もう一つ土の成分を調べた土質の分析結果がわかる、計量証明書ということなのですが、そこで規則のほうで規定しております、約 30 個の項目があるのですが、「その基準を満たしていますよ」というようなことで、「どこどこから持ってきました」という証明書と土質の分析結果の証明書というのをつけていただきますので、その中で確認するような形になります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 今のでいいと思うのですけれども、土質の証明書というのは第三者機関というか、「どういうところで調べたんだい」って、「自社でやってこうですよ」というのはあり得ないと思うので、そこら辺のところの規定だけ教えてください。

○橋本委員長 執行部からの説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

実際には、事業者、許可を持っている事業者さんが調べて、その結果をその、その調査会社の名前で証明するような形になりますので、実際に資格を持っている会社が証明した書類を添付していただくというような形になります。

以上で説明を終わります。

○増淵委員 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。大島委員。

○大島委員 このことについて、園芸用土の採取業者から、ちょっと心配の声があつてですね。

公共事業の土砂だけ、また、県内の民間の建設工事の現場の土砂だけで、例えば園芸

業者が赤玉土とか、鹿沼土を採取した後に埋め戻しするその土量が間に合うのかどうかというのを心配している動きがあるのですよ。

当然県外から運ばれる量と、ちょっと公共事業とか、県内の建設工事の運ばれる土量というのは統計的に把握されていると思うのですけれども、単にその盛土をするだけではなくて、基幹産業である鹿沼土とかの園芸屋さんがそういったところをちょっと心配しているものですから、統計的に、県外のやつを止めて、県内、または公共事業だけで、そういったものは間に合うということによろしいですね。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

過去の搬入量の実績をちょっと、実績からですと、ちょっと事業が最長3年にまたがるので、令和3年度に埋め戻し、埋立ての事業が終了したものにつきましては、全体で、土砂搬入、県内の、本市に入ってくる県内土砂の量と埋立てに必要な量を比べますと、県内土砂が7%不足するような計算になります。

○大島委員 ああ、相当。

○別井環境課長 はい、あとちょっと令和4年度に事業が、埋め戻しが完了したものについては、その実績で比べると、23%の不足というような形になります。

それで、原則としては、そういった形で、県内土砂のみということで規定はさせていただくのですが、ただ、ちょっと実際にはそういう埋め戻しができないような、実際に土を掘った穴を埋め戻しできないような事例もちょっと生じる恐れはあるのかなというのは、ちょっと心配はしているところであります。

そのような場合には、やむを得ない場合につきましては、一定の条件を満たした形で。

(「これが危ないんじゃない」と言う者あり)

○別井環境課長 はい、ちょっと対応できるようにということで考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 はい、大島委員。

○大島委員 やっぱり、今、心配していたとおりに不足が生じると。

そういった意味では、県外を一概に止めるということではなくて、その土壌分析とか、盛土の高さとか、何か違うところを規制して、それでもだめなら県外を止めるというほうが、まだ段階的にはよかったのかなという気がします。

それで、まだ今の不足が予想されるから、特例として認めるようなお話だったですけども、その特例として認める基準はどこにお示しいただけるのか。ここにはそれは書いてないですよ。

○橋本委員長 執行部からの説明を求めます。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

条例上の規定につきましては、「あと特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生されるものであり、かつ土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。

ただし、周辺住民等の生活の安全、または生活環境の保全に著しい支障が生じる場合は、この限りではない」ということで、原則県内土砂というような規定をしております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 はい、大島委員。

○大島委員 わかりづらいあれなのですけれども、これ、10月からこれが施行されると思うので、関係業者には具体的に十分説明をしてほしいと思うのですね。

それで、特に地域住民に対する説明とか、規制される部分が増えていますから、本当に基幹産業である園芸用土採取業者の方も心配していますので、そのところをよろしくお願いいたします。

○橋本委員長 ほかに質疑は、鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと大島さんにほとんど言われてしまったのですけれども、本当に土屋さん、赤土、赤玉をとった後に、ほとんど今現在は東京残土を入れていると思うのですけれども、多分、これが規制されてしまうと、県外から持ってこられないのですけれども、建設残土は、県外でいいのか。そこら辺のと。

では、県内の市外はいいのか、そこら辺の判断をちょっと教えてもらいたいというのと。

あともう1個、あとの改良土というのが僕もちょっといまいよくわかってないのですけれども、鹿沼は、どことは言わないのですけれども、搾りかすみたいなものを入れるところもあるのですよね。

要は乾燥するとカチカチ、雨が降るとデロデロ、重機が乗ったら沈んでしまう、なくなってしまうみたいな、そういうのはいいのかどうか、埋立て土として。そこら辺の判断。

それと、あと、これが規制された場合、これもちょっと教えてもらいたいのですけれども、では栃木県内で、この土砂条例で規制がない市町村はあと何市ぐらいあるのか、そこら辺もちょっと教えていただきたい。

○橋本委員長 執行部からの説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

鈴木委員のご質疑なのですが、まず1点目につきましては、県外土砂につきましては、原則禁止という形になりますので、建設残土であっても、禁止というような形となります。

2点目の県内他市ならいいかということだったのですが、県内の土については大丈夫ですので、先ほどの発生元証明で確認ができれば、大丈夫ということなので、そのような形で考えております。

3点目の改良土につきましては、改良土につきましては、条例のほうでは、「土砂、土砂等、または汚泥、もしくは建設汚泥にセメント、石灰などを混合することにより、科学的に安定した処理を行い、土質を改良したもの」というような定義をさせていただい

ております。

ですので、改良土につきましては、全て埋め戻しには使えないということで、ご理解いただきたいと思っております。

あと4点目のご質問なのですが、県内で、ほか、何市ぐらいあるのかということなのですが、県内25市町あるのですが、県外土砂につきましては、16市町で現在規制をかけております。

それで、鹿沼市が17番目ということになるのですが、17番目ですので、25で17ですから、8、8市町ですね、県外土砂については8市町が、現在のところ規制がないという状況になります。

それで、改良土につきましては、現在15市町で規制をしておりますので、鹿沼市が16番目ということになりますので、25から引くから9ですね、9市町において禁止はしていないというような状況になります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 後でいいのですが、その市町村を教えてください。はい。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 それでは3ページ、第6条の3で、先ほど許可申請をしようとする者、周辺住民にはほら周知と言っているのですが、これは、私は同意も必要なのではないかと思うのだけれども、その辺、周知だけでいいのか、1点お願いします。

○橋本委員長 執行部からの説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

事業者が許可申請を行う際には、申請書に説明をしたことの結果を、結果の報告というのをつけていただくような形になります。

それで、必ずしもその全員の同意が必要ということではないのですが、そういった形で、こういうふうにして周知しましたというのを、報告していただいて、その内容によっては、市のほうで、許可の条件として、その内容、全て100%ということにはならないかもしれないのですが、住民の方からこういう要望があった際には、その辺のところを許可の条件として加えて許可を出すというような形で対応させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 はい。わかりました。

何かその周知というところに私はこだわっていたのですが、例えばその地域住民で、今、課長が言うように、周知したというか、ただ反対者なんかも、もしいたときにどうなのかなというのはちょっと疑問に思ったのだけれども、その辺、もうちょっと詳しく、はい。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

小島委員のご質疑なのですが、そういった形で、説明の内容を確認させていただきまして、そういった形で、「こういうのはだめだよ」「こういうのはだめだよ」ということであれば、それを許可の条件に、それはつけることができるということで、それに違反した場合には、こちらのほうで指導とかですね、措置命令なんかもできることにはなっておりますので、そういった形で、反対、そういった形で、住民の方の要望等を許可につなげるような形で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 はい。オーケーです。わかりました。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 これはあれか、余談になるかもしれないですけども、結局これ、埋め戻しの、これが厳しくなったときに、ここ自体は、今の課長の説明でよくわかるんですけども、今度、何ですか、そういうものを埋め戻しのところの条件が厳しくなってしまったから、今度は別に、不法投棄ではないけれども、埋め戻しではないところへどんどんどんどん積み上げていってしまうような場合が発生するときがあると思うのですね。

そういう県外の業者が、埋め戻しがもう条件が厳しくなって、罰金が取られてしまうから、では、ちょっと土地を借りてどんどんどんどん積み上げていってしまうというのは、よく県外とか、いろいろニュースが出ますよね。山のようになってしまうて、すごいそういう不法投棄。

だけれども、土地を借りて占有してしまったから、そこはもう、借主の了解を得ているという心配が起こることを考えたときに、そういう対策というか、そういう監視の目は、どういうふうな形になるかだけ教えてください、考え方。

○橋本委員長 執行部から説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 はい。環境課長の別井です。

無許可で、不法投棄という形になると、条例でいくら規制を高くしても、全然無許可なので。

(「そうだよね」と言う者あり)

○別井環境課長 はい。どれだけ高くしても、そういう意味では、ちょっと意味をなさなような形にはなってきたんですけども、許可を得ずに、そういった、従来からなのですが、従来から無許可で、そういった形で、盛土なんかをした場合には、うちのほうで命令を出すこともできますし、措置命令、あるいは罰金という形で、つなげられるような条例の制度となっておりますので。

(「なっているんだ」と言う者あり)

○別井環境課長 はい、引き続きそのような形で、うちのほうも毎日パトロール班でいろいろ回ったりはしていますので、そういった場合には、速やかに対応していきたいなと思っております。

恐らく増渚委員はきっと熱海の、いろいろあれとか。

○増渚委員 はい。

○別井環境課長 はい。ああいうのを、そういうのを想定しておっしゃられているのかなと思うのですが、やっぱり熱海市なんかちょっとホームページでいろいろ見ますと、熱海市の見解というので、やっぱり当時静岡県の条例がそんなに規制がなくて、届け出でよかったのですよね。

それで、届け出でよくて、許可制ではなくて、届け出で、「こうやりますよ」というだけでよくて、それなので、規制力がちょっと弱かったのも、やっぱりそういう命令とか出せなかったというようなことが、見解としてちょっと示しているところがあるものから、やっぱり県、国内のいろんな自治体の事例を見ますと、やっぱりちょっと、不正をやるような業者って、どうしてもそういう規制の弱いところに、県外から持っていくかはあれなのですが、大量に持ってくるという、やっぱり傾向がありますので、そのような形で、今回条例改正ということで上程させていただいたのですが、今後も不法投棄については。

（「監視体制、はい」と言う者あり）

○別井環境課長 はい、しっかりと監視していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○増渚委員 はい、ありがとうございます。

ありがとうございます。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 盛土の高さを、この10メートルから5メートルに、これ、規則のほうで変更ということで、条例には書いてないと思うのですが、この条例、どこの条例でその規定のところを指しているのかというのをちょっと教えてもらっていいですか。

○橋本委員長 執行部からの説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

条例でいきますと、少々お待ちください。

条例でいきますと、第8条第1項のところ、あ、規則の。

条例から規則に、条例の第8条で規則に委任するような形で、たてつけになっておりまして、規則のほうですと。

○梶原副委員長 いや、条例でどこ、この規定でしていますというのがわかれば。そうしたら規定は規定で調べますので。

○別井環境課長 わかりました。

条例のですね、条例でいきますと、第8条ですね、第8条の第1項第6号ですね。

○梶原副委員長 ここにはないですね。

（「ここにはないわ」と言う者あり）

○別井環境課長 あ、ここには載ってない。

従来から、ちょっと高さについては。

○梶原副委員長 第8条の。

○大島委員 6号。

○増淵委員 6号、ここね。

第4項、第7条1項の規定による。

○別井環境課長 すみませんでした。

第8条4項にもちょっとありますので、条例の第8条ですと。

○大島委員 でも、ここには書いてないわな。

○梶原副委員長 書いてないですよ。

○増淵委員 第1項規定によるではないの。

○別井環境課長 第8条第4項で、ちょっと従来からあるのですけれども、従来、従前からちょっとあるのですが。

○大島委員 ここには、略されているな。

○橋本委員長 今回は関係ないから。

○梶原副委員長 規則だけだからな。

○増淵委員 規則と規定だけではね。

○梶原副委員長 それがわかれば。

○別井環境課長 第8条4項の規則で定める構造ですね、ちょっと。はい。になっていまして、この規則というのが、施行規則のほうにちょっとつながるような形に、ちょっとなっていて、今、ちょっと委員の皆さんにはちょっと資料はないかとは思いますが。

○橋本委員長 課長、大丈夫です。わかりました。

○別井環境課長 大丈夫ですか。

すみません。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 鈴木委員。

マイク、マイク、マイク、押してください。

（「壊したな」と言う者あり）

（「誰か」と言う者あり）

○橋本委員長 さっきいじっていたから。

（「クリアがロックされている」と言う者あり）

○鈴木委員 盛土が10メートルから5メートルはわかりました。

それで、先ほど増渚さんが言った、一時堆積の場合は、盛土と違うと思うので、高さはそこら辺、どうなのですか。そこだけ。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。

○別井環境課長 すみません。ちょっとお時間いただきます。

(「どれぐらいの時間かもわからないや」と言う者あり)

○橋本委員長 そう、そう。

でも、でも、それで済んでいるのだよね。

○別井環境課長 はい、委員長、すみません。

○橋本委員長 別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。

一時堆積においても5メートルという形、同じということになりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 市田委員。

○市田委員 それでは1点だけね。埋立てというのと、どうしてもそのまま、転圧しないでやらなくてはいけないのですけれども、特に建築基準のほうについては、細かく転圧していけないとだめですよという規定があるのですけれども、今回に関しては、その転圧状況とか、その斜面状況もそうですけれども、そこらの規制というのは、何か設けられているのかどうか。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。別井環境課長。

○別井環境課長 ちょっと規則のほうで、ちょっと定めるような形になりますので、ちょっと委員の皆さんにはちょっと手元にはない、ないかなと思う。

あ、ちょっとないので申し訳ないのですが。

○増渚委員 こっちは規則としか書いてない。

いいよ、大丈夫、後で。

○別井環境課長 規則のほうの、5条関係で別表のところ、特定事業の完了後においては、地盤に緩み、沈下、または崩落が生じないようにしめ固めて、その措置が講じられていることというようなことで、規定がされております。

あと、また、法面の勾配につきましては、垂直1メートルに対して、1.8メートルという形になりますので、角度にすると、29.1度ほどになるかなと思うのですけれども、そういう形で、構造上の基準が定められております。

以上で説明を終わります。

○市田委員 大丈夫です。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「ないです」と言う者あり)



○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第 87 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 88 号 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 88 号 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定について、ご説明をいたします。

本条例につきましては、上南摩町地内に「鹿沼市水源地域振興拠点施設」を設置するため、制定するものでございます。

本施設は、現在、上南摩町で、「国」による思川開発事業、いわゆる南摩ダムの建設が進められており、この関連事業として本市が進めております水源地域整備事業の一つであります。

設置の目的は、第 1 条のとおり、南摩ダムの建設による生活環境への影響緩和を図るとともに、水源地域と下流域の住民相互の交流を促進し、水源地域の振興に寄与するものでございます。

1 に、設置する位置につきましては、市街地からヤオハンいちごパークに向かいまして、突き当たった丁字路を右折をしまして、ダムサイト展望台へ向かう新しい道路ではなく、上南摩小学校へ向かう旧道を約 300 メートル入ったところでございまして、南摩ダムの堰堤から下流に約 1 キロのところとなります。

関連道路も含めました敷地の総面積は 5 万 9,131. 51 平米、敷地内には 4 つの建物、そして合計の延べ床面積 1,832.92 平米を整備いたします。

お手元の資料で、概要と書かれた図面がございませうでしょうか。

(「はい、はい、はい、はい、18 分のこれね」と言う者あり)

○渡辺観光交流課長 はい。こちらの裏面の図面を見ていただきたいのですが、エリア全体の配置図になります。

現在「コア施設」と呼んでおります、拠点施設のメインの建物は、この図面の右下の黒いところですね、黒、黒色で示してございますけれども、こちらのコア施設のほかに、その上、図面上上になりますけれども、農産物加工所 1 棟、そしてキャンプサイトにはサニタリー棟 2 棟を配置いたします。

拠点施設の主な施設は、第 2 条のとおりでございませうけれども、第 1 号の「飲食施設」、

第3号「テイクアウトテナント」、4号「温浴施設」、6号「体験スペース」、8号「物販施設」の5施設がコア施設に配置するものであります。

コア施設の延べ床面積は1,522.04平米となっております。

コア施設のほか、第2号の「農産加工所」は、そばを製粉、保存するための多目的室のほか、みそやコンニャクなどを加工する食品加工室が5部屋、144.08平米で、第5号「キャンプ場」は、全体で1万3,104平米、91サイトを用意いたします。

1サイトは平均12メートル掛ける12メートルの144平米で、利用形態によりまして、フリーサイト、区画サイト、区画電源サイトの区分を設けております。

第7号の「多目的広場」は、コア施設のエントランスデッキに隣接する部分でございます。

これらのうち、1号から3号の「飲食施設」、「農産加工所」、「テイクアウトテナント」は、地元などでの使用を想定し、第3条から第8条に、「使用の許可」「使用の取り消し」などに関して、市長が行うものと規定するとともに、別表第1に、その使用料金を規定しております。

なお、飲食施設は、企業組合上南摩そばネットワークの使用を予定しております。

第2条第4号から第6号の「温浴施設」、「キャンプ場」、「体験スペース」につきましては、指定管理者が管理・運営を行う施設で、別表第2のとおり利用料金とし、第9条から第15条に「利用許可」や「利用の取り消し」などについて、指定管理者に行わせるための条文を規定しております。

なお、指定管理者につきましては、株式会社スノーピークが予定者となっております。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原副委員長 梶原です。

条例で、もうちょっとよくわからなかったのですけれども、この施設の目的の文、次に、この経緯を追加されたということなのですが、この経緯というのを入れなくてはいけなくなったのは、もうちょっと理由を教えてください。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺観光交流課長。

○渡辺観光交流課長 観光交流課長、渡辺です。

委員のご質問なのですけれども、第1条の設置のところでは、上南摩ダム、この目的が書かれておりますけれども、その経緯というのを書くかどうかというご質問なのでしようか。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 今回、新旧対照表の6条の中のところに、(1)の施設の設置の目的、経緯というところが追加になっているので、これ、何でここを入れないとダメなのかと

いうところをちょっとお聞きしています。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。

○渡辺観光交流課長 それではちょっと、その部分は指定管理に関する部分になりますので、網行政経営課長のほうからお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○橋本委員長 はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願いいたします。

今ほどの梶原議員の質疑なのですが、指定管理条例の改正が、そこが附則のほうで入っております、そこに経緯を新たに入れることになります。

こちらにつきましては、6条が非公募、指定管理条例で、非公募のところの考え方なのですが、そこに新たに経緯として入れております。

それで、そちらの考え方なのですが、今回の水源地域振興拠点施設、指定管理予定者の公募事業、公募型プロポーザルを、令和3年の3月に行いまして、そこで公募のほうを行いました。

そこで、全体で公募型ですので、5社応募があった中から、今回株式会社スノーピークが最優秀提案者に決定されて、覚書を締結したという経過が令和3年にございます。

そういった経過も踏まえて、非公募の理由とするために、経緯を、経過ですかね、今回追加で入れたということになります。

以上で説明を終わります。

○梶原副委員長 わかりました。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○橋本委員長 別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第88号 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例の制定については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第105号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。別井環境課長。

○別井環境課長 環境課長の別井です。よろしくお願いいたします。

議案第105号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について、ご説明いたします。

歳出について、ご説明いたします。

令和5年度補正予算に関する説明書、一般会計（第7号）ですね。一般会計（第7号）の5ページをお開きください。第7号の5ページです。すみません。

大丈夫ですか。よろしいですか。はい。

4款 衛生費 1項3目 環境衛生費の説明欄、「環境都市推進事業費」につきましては、先月20日から開始いたしました「省エネ家電購入補助金」の予算額を1,800万円増額するためのものであります。

この補助金につきましては、一定の省エネ性能を有するエアコン、冷蔵庫、LED照明器具を設置した場合に1世帯当たり最大3万円を交付する制度であり、当初600件の申請を見込み、1,800万円の予算を計上しておりましたが、7月31日時点で793件の申請をいただいております、予算の不足が生じている状況であります。

そのため、今回の補正によりまして、予算額を3,600万円とし、より多くの皆様にご利用いただくことにより、光熱費高騰等の影響を受けている家計の支援、熱中症対策、二酸化炭素排出量の削減を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部から説明は終わりました。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 すみません。早いので。

質疑はないですね。

（「質疑なし」と言う者あり）

○橋本委員長 はい。

別段質疑もないようなので、お諮りいたします。

議案第105号中産業建設常任委員会関係予算について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号中、産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回は任期最後の委員会でございますので、正副委員長から挨拶をさせていただきます。

委員長の橋本、ごめん、入ってなかった。すみません。

委員長の橋本です。

非常にできの悪い委員長で、すばらしい副委員長と、このわかってくれる委員がいたので、何とか1年間無事終わることができました。

執行部の皆様にも、1年間大変お世話になりまして、無事委員会を終えたこと、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。(拍手)

できのいい副委員長。

○梶原副委員長 副委員長の梶原です。

約1年間ではありましたが、大変お世話になりました。

経験不足から、至らぬ点もあったと思いますが、委員長、委員並びに職員の方々からの温かいご指導と、そしてご協力を賜りまして、大過なく務めることができました。

大変にありがとうございました。

皆様に感謝を申し上げまして、御礼の挨拶といたします。(拍手)

○橋本委員長 本当に素晴らしい委員長だと思います。

僕の方まで言ってくれてラッキーでした。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(閉会 午前11時56分)